

事 務 連 絡

令和4年10月14日

各高齢者施設・介護サービス事業所の管理者 様
(政令市・中核市に所在する施設等を除く。)

兵庫県福祉部高齢政策課長

介護サービス事業所等における車両による送迎に当たっての
安全管理の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、静岡県の認定こども園の送迎バスでの子どもの置き去り事案を受け、国において、別添のとおり、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策が取りまとめられました。

また、県内の介護サービス事業所においても、利用者の置き去り事案が過去に発生しております。

については、利用者の送迎を行う施設・事業所におかれましては、このようなことが起こることがないように、緊急対策を受け、今一度、利用者の安全管理について徹底いただきますようお願いいたします。

高齢政策課介護基盤整備班（高年施設担当）

E-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp